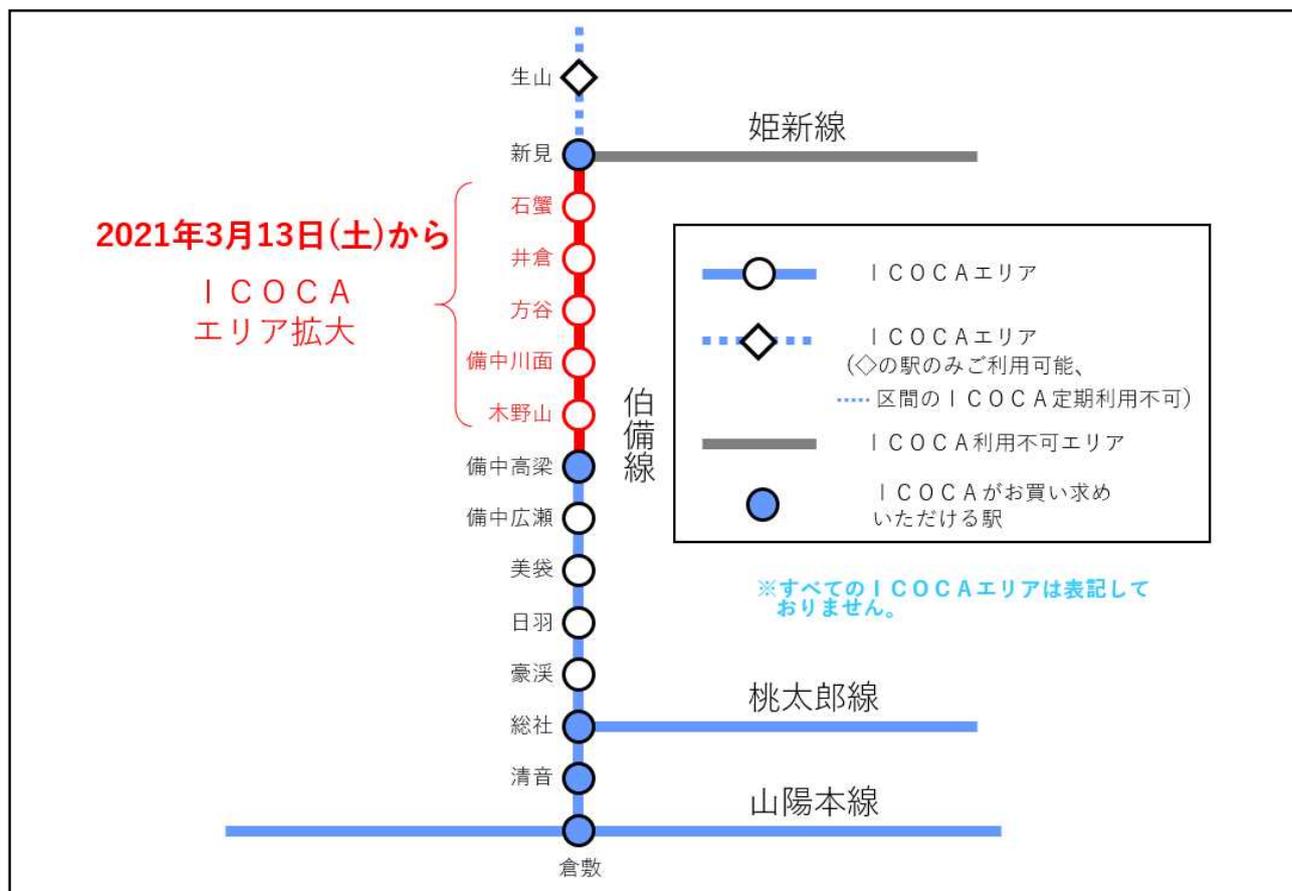


2020年12月23日
西日本旅客鉄道株式会社

伯備線 木野山～石蟹駅間で 2021年3月13日(土)から新たにICOCAがご利用可能に！

当社のICカード乗車券「ICOCA」は2003年のサービス開始以来、累計の発行枚数が2,400万枚を超え、多くのお客様にご利用いただいております。伯備線でも新たに木野山～石蟹駅間がICOCAエリアに拡大することで、より便利にご利用いただけるようになります。

- サービス開始時期
2021年3月13日(土) 始発列車から
- 新たにICOCAがご利用いただける駅及び、ICOCAがお買い求めいただける駅



- ICOCA定期券のご利用について
今回エリアを拡大する5駅ではICOCA定期券をご利用いただけるようになります。更に、現在は伯備線新見駅においてICOCA定期券をご利用いただけない状況ですが、エリア拡大以降は新見駅から総社方面へのICOCA定期券がご利用可能となります。

4 IC COCAポイントについて

今回エリアを拡大する5駅に関してもIC COCAポイントの対象エリアとなります。利用登録されたIC COCAで、JR西日本のIC COCAエリア内の列車をご利用された場合および一部のIC COCA加盟店でのIC COCA電子マネーをご利用された場合に、1ヵ月間（1日から末日まで）のご利用実績に応じてIC COCAポイントが貯まります。

貯まったIC COCAポイントは「1ポイント=1円」で換算し、ご利用月の翌月6日以降にチャージすることで、列車やお買い物にお使いいただけます。

※注釈：ポイントのチャージができる日は、月により前後する場合があります。

※注釈：IC COCAポイントサービスのご利用には、利用登録（無料）が必要です。

5 その他

- (1) IC COCAのほか、全国相互利用対象のICカード乗車券（Kitaca・PASMO・Suica・manaca（マナカ）・TOICA・PiTaPa・はやかけん・nimoca・SUGOCA）もご利用いただけます。
- (2) IC COCAおよびIC COCA定期券はIC COCAエリア内のみどりの窓口や一部の自動券売機で発売いたします。
- (3) IC COCAは全国にある  マークのある鉄道・バス・お店で使えます。

- ・「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PASMO」は、株式会社バスモの登録商標です。
- ・「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「manaca（マナカ）」は株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。
- ・「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。
- ・「IC COCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- ・「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※  このマークは交通系ICカード全国相互利用のシンボルマークです。